

松江市告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第46条第2項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年11月9日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社花麒麟 松江市東出雲町意宇南五丁目4番1号	訪問介護事業所 花きりん 松江市古志原二丁目18-23 202号	令和4年11月30日	行動援護	特定なし	3210100693